平成２６年（フ）第１５００号
横浜市旭区川井本町43番地10
債務者　初　　史佳
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５８号
岡山市東区中川町247番地３
債務者　高見小也香
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２３３号
東京都北区上中里１丁目35―２　第２コーエイフラット202号
債務者　中村　安廣
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４４号
東京都板橋区東新町１丁目43―５―302
債務者　森田　郁絵
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３３０号
大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―115号
破産者　安西　　翼
1　主文　当裁判所が平成26年８月28日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪府和泉市箕形町４―２―13―103、住民票上の住所大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―115号」とあるのを「大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―115号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年９月17日
大阪地方裁判所岸和田支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２３８９号
名古屋市西区大野木３丁目42番地
破産者　有限会社セブンライズ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９９号
名古屋市北区楠４丁目1905番地の１
破産者　株式会社サンケイ
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８３号
仙台市泉区将監８丁目15番33号
破産者　ツーベアホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
千葉県匝瑳市野手17110番地
破産者　有限会社フルキ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
千葉県匝瑳市野手17090番地21、住民票上の住所千葉県匝瑳市野手17110番地
破産者　亡古木勝美相続財産
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２３０号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番４号
破産者　株式会社ユーコー
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３８号
大阪府豊中市蛍池東町１丁目１番２号
破産者　メディアサーブ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２号
大阪府大東市御領３丁目５番20号
破産者　サニー技術建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７号
神戸市長田区山下町４丁目３番８号
破産者　株式会社金山組
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９号
神戸市西区井吹台東町１丁目４番地５―1202号
破産者　有限会社レストランオリエンタル
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４号
兵庫県姫路市南条425番地
破産者　株式会社山口建築
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県西脇市西田町116番地
破産者　松原商事株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第８１８号
仙台市太白区諏訪町３番３号
破産者　有限会社本郷木工所
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係